



小田原税務署からのお知らせ

回
覧

【お問合せ先】 〒250 - 8511 小田原市荻窪 440 番地 電話 0465 (35) 4511 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内します。

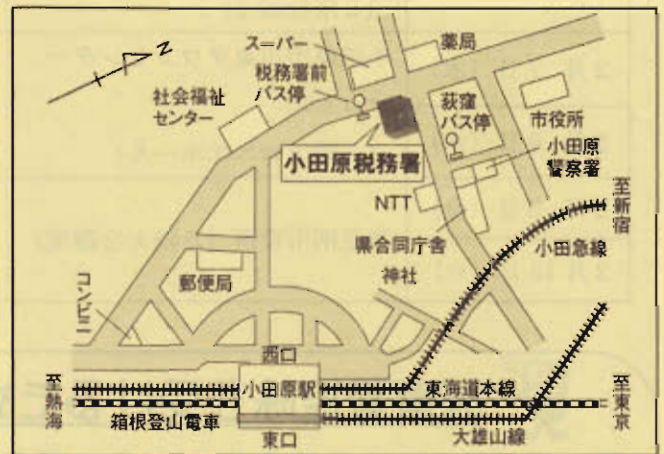
申告書作成会場の開設日程

開設日程	会場	所在地	時間
2月16日(金) ～3月15日(木)	小田原 税務署	小田原市 荻窪440番地	【受付】 午前8時30分から (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

※ 土、日を除きます。(注)

(注) ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開場します。

【案内図】



- 上記日程以外、税務署には申告書作成会場を開設しておりません。 なお、開設初日及び最終週には混雑が予想されますのでご了承ください。
- 税務署の駐車場には限りがありますので、お車でのご来署、近隣への無断駐車はご遠慮ください。
- 作成会場の受付は、混雑状況により早めに締め切ることがあります。なるべく**午後4時**までにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

税理士による 無料申告相談

～ 申告書を作成して提出できます～

【開催日程等については、裏面をご覧ください。】

「申告書作成会場」の開設前は、「税理士による無料申告相談」をご利用ください。

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く)。申告書等の提出だけの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②番号確認書類及び身元確認書類(裏面を参考))の写し等をご持参ください。
- なるべく、前年の申告書の控え及び確定申告のお知らせはがきなど利用者識別番号が分かる書類をご持参ください。
- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがあります。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、無料申告相談日が過ぎている場合がございます。何とぞご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

【税理士による無料申告相談開催日程】 — 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書作成 —

開催予定日	会場	所在地	時間
2月 1日 (木)	真鶴町民センター (第2会議室)	真鶴町岩172-8	9:30~12:00 (受付は11:00まで)
	松田町民文化センター (展示ホール)	松田町松田惣領2078	
2月 2日 (金)	箱根町仙石原文化センター	箱根町仙石原842	13:00~16:00 (受付は15:00まで)
	開成町民センター (3階大会議室)	開成町延沢773	
2月 5日 (月)	湯河原町役場 (3階会議室)	湯河原町中央2-2-1	
	大井町生涯学習センター (2階会議室)	大井町金子1995	
2月 6日 (火)	中井町役場 (3階大会議室)	中井町比奈窪56	・午前中は大変混雑しますので、受付を早めに締め切ることがあります。
	山北町立生涯学習センター (2階会議室)	山北町山北1301-4	
2月 7日 (水)	小田原市川東タウンセンター マロニエ	小田原市中里273-6	・お住まい以外の会場もご利用いただけます。
2月 8日 (木)	(3階マロニエホール)		
2月 9日 (金)	南足柄市役所 (5階大会議室)	南足柄市関本440	
2月 13日 (火)			



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

- ◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。
(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は**税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。
- ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。